（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第四十六条の四　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第四十六条第一項において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の期日調書に同条の文書の写しを添付することができる。

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用・法第九十六条）

第六十八条　［略］

2　民事訴訟規則第五十条の二、第百九十条第一項、第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第五十条の二中「電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第百二十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）」とあるのは「決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる」と、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「家事事件手続規則第六十三条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十条第一項」と読み替えるものとする。

（即時抗告等の規定及び民事訴訟規則の準用・法第九十八条）

第六十九条　［略］

2　民事訴訟規則第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第百九十九条第一項の規定は法第九十七条第二項の申立てについて、同規則第二百条の規定は法第九十七条第二項の規定による許可をする場合について、同規則第五十条の二及び第二百二条の規定は許可抗告の抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第五十条の二中「電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第百二十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）」とあるのは「決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる」と、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「家事事件手続規則第六十三条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十条第一項」と読み替えるものとする。

［新設］

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用・法第九十六条）

第六十八条　［同上］

2　民事訴訟規則第五十条の二、第百九十条第一項、第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「家事事件手続規則第六十三条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十条第一項」と読み替えるものとする。

（即時抗告等の規定及び民事訴訟規則の準用・法第九十八条）

第六十九条　［同上］

2　民事訴訟規則第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第百九十九条第一項の規定は法第九十七条第二項の申立てについて、同規則第二百条の規定は法第九十七条第二項の規定による許可をする場合について、同規則第五十条の二及び第二百二条の規定は許可抗告の抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「家事事件手続規則第六十三条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十条第一項」と、同条第二項中「法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十条第一項」と読み替えるものとする。

（期日調書等に関する規定及び民事訴訟規則の準用・法第二百五十三条等）

第百二十六条　［略］

2　民事訴訟規則第六十八条から第七十二条まで、第七十六条及び第七十七条前段の規定は、家事調停の手続の期日及び前項の調書について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（期日調書等に関する規定及び民事訴訟規則の準用・法第二百五十三条等）

第百二十六条　［同上］

2　民事訴訟規則第六十八条から第七十六条まで及び第七十七条前段の規定は、家事調停の手続の期日及び前項の調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第一項」とあるのは「家事事件手続規則第百二十六条第一項において読み替えて準用する同規則第三十二条第一項」と、同規則第七十四条第一項第三号中「上訴の提起又は上告受理」とあるのは「家事調停に関する審判に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は家事事件手続法第二百八十八条において準用する同法第九十七条第二項」と読み替えるものとする。